新型コロナウイルス対策で外出を控えている患者さんへ

～電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う場合の取扱いについて～

**厚生労働省の時限的・特例的措置（事務連絡）により、電話や情報通信機器による服薬指導ができるようになりました。**

患者さんは、次に掲げることをご承諾のうえ、電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を受けていただくこととなります。

1. 薬剤の配送に関わる事項を含む、生じうる不利益等のほか、配送および服薬状況の把握等の手順について、説明を受けていただきます。
2. 薬剤の適正使用を確保するため、服薬指導等に応じていただきます。
3. 薬剤交付後の服用期間中に、電話や情報通信機器を用いて服薬状況の把握や副作用の確認させていただきます。
4. 患者さんの服薬状況等の必要な情報を処方した医師にフィードバックすることがあります。
5. 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等を行う過程で、対面による服薬指導等が必要と判断された場合は、対面による服薬指導に応じていただくことがあります。
6. 被保険者証の確認等を行うことがあります。

記

処方箋の受付、配送および服薬情報の把握等の手順について

* 処方箋の受付方法

ファクシミリ、メール、スマホアプリ　等

* 服薬指導ならびに服薬期間中の服薬状況の把握にて使用する機器

電話、スマートフォン、インターネット接続したパソコン　等

* 薬剤の配送方法

書留郵便等、配送業者による託送　等

* 支払方法

銀行振込、配送業者による代金引換、クレジットカード決済、

次回来局時

安全に安心してお薬を服用するために気軽に健康相談ができる「かかりつけ薬局」を持ちましょう。

薬局名